解散公告

当社は、平成二十五年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

大阪市中央区備後町四丁目二番三号

アクアテックサラヤ株式会社

代表清算人　桑原　正人

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

兵庫県尼崎市東灘波町四丁目二〇番二九号

有限会社倉本道路

代表清算人　菅野　治子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

宮城県石巻市中央三丁目一番二九―四〇六号

財団法人本町衛生協和会

代表清算人　佐藤　宣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月九日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

福島県喜多方市字御清水東七二四四番地二

財団法人喜多方市開発公社

代表清算人　山口　信也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

福島県福島市黒岩字田部屋五三の五

財団法人ボーイスカウト福島連盟維持財団

代表清算人　本多　勉

解散公告（第一回）

当社は、平成十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

埼玉県新座市北野一丁目三番一四号ＭＡＣ

志木コート三〇七号室　株式会社清水建設

清算人　清水　毅

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年二月一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

千葉県南房総市犬掛六〇六番地

南房総市犬掛土地改良区

代表清算人　石井　洋夫

解散公告（第一回）

当社は平成八年六月一日、平成二年法律第六十四号附則第六条第一項により解散したので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

東京都目黒区上目黒三丁目三六番一八号

株式会社デリッシュカンパニー

清算人　中澤　晨伍

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

青森県青森市勝田一丁目三番一号

みちのく銀行企業年金基金

清算人　平田　潔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

千葉県旭市長部三四一番地

財団法人八石性理学会

代表清算人　高木　正光

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

千葉県野田市七光台四番地二　ロックタウン野田七光台メディカルＥ棟二階

医療法人社団博心会

清算人　村田　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

岐阜県瑞浪市陶町大川字藤塚七一四番地

財団法人大川公民館

代表清算人　松之木廣美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

大阪府東大阪市水走四丁目一番二九号

財団法人東大阪市環境保全公社

代表清算人　植田　洋一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時理事会の決議により寄付行為を変更し、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

奈良市登大路町三〇番地

財団法人奈良県交通遺児等援護会

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第二回）

当法人は、理事会及び総会の決議により平成二十五年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

鳥取県鳥取市湖山町南四丁目一〇一番地

社団法人教育振興尚徳会

清算人　友松　康雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間である、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

鳥取県西伯郡南部町法勝寺一六七番地二

財団法人南部町農村振興公社

代表清算人　恩田　一秀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

岡山県久米郡久米南町下弓削五〇二番地の一

財団法人両部育英会

清算人　河島　建一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年四月二十日開催の第三十五回臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

福岡県北九州市小倉南区中曽根一丁目六番一〇号

曽根郵便局労働組合

清算人　髙山　孝広